

令和2年第2回

愛北広域事務組合議会定例会会議録

令和2年10月27日

愛北広域事務組合議会

令和2年第2回愛北広域事務組合議会定例会会期日程

令和2年10月27日（1日間）

月 日	開 議 時 刻	摘 要
10月27日（火）	午後2時	<p>○ 開 会</p> <p>○ 会議録署名議員の指名</p> <p>○ 会期の決定</p> <p>○ 諸般の報告</p> <p>○ 議案等審議</p> <p>議案第2号及び議案第3号を一括提案説明</p> <p>精 読</p> <p>（議案ごとに）</p> <p>質 疑</p> <p>討 論</p> <p>採 決</p> <p>議案第4号を提案説明</p> <p>議案第4号に係る決算審査について報告</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>決算特別委員会の設置</p> <p>議案第4号の審査</p> </div> <p>議案第4号委員長報告</p> <p>質 疑</p> <p>討 論</p> <p>採 決</p> <p>○ 閉 会</p>

令和2年第2回愛北広域事務組合議会定例会

開催日時 令和2年10月27日 午後2時00分

開催場所 愛北クリーンセンター 議場

本日の定例会に付した案件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

議案第2号 損害賠償の和解及び額を定めることについて

議案第3号 令和2年度愛北広域事務組合一般会計補正予算（第1号）

議案第4号 令和元年度愛北広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について

会議に出席した者の氏名

第1番	佐名 かよ子 君	第2番	酒井 正宗 君
第3番	丹羽 孝 君	第4番	矢嶋 恵美 君
第5番	澤田 憲宏 君	第6番	間宮 幹男 君
第7番	長谷川 泰彦 君	第8番	岡村 千里 君
第9番	丸山 幸治 君	第10番	諏訪 毅 君
第11番	吉田 鋭夫 君	第12番	宮地 友治 君
第13番	東猴 史紘 君	第15番	宮田 達男 君
第16番	田村 徳周 君	第17番	黒川 武 君
第18番	片岡 健一郎 君	第19番	水野 忠三 君
第20番	大野 慎治 君	第21番	木村 冬樹 君

会議に欠席した者の氏名

第14番 片山 裕之 君

説明のため出席した者の氏名

管理者	山田 拓郎 君	代表副管理者	鯖瀬 武 君
副管理者	澤田 和延 君	副管理者	久保田 桂朗 君
副管理者	鈴木 雅博 君	監査委員	内藤 充 君
会計管理者	諫山 知真 君	事務局長	岡本 康弘 君
業務課長	堀尾 道正 君	事務局員	永井 恵三 君
事務局員	高木 衛 君	事務局員	阿部 一郎 君

事務局員 牛尾和司君
事務局員 隅田昌輝君
事務局員 岩田雄治君
事務局員 村田武司君

事務局員 片岡和浩君
事務局員 水野眞澄君
事務局員 澤木俊彦君

(開会 午後 2 時 0 0 分)

○事務局員 (岩田雄治君)

ただいまから、令和 2 年第 2 回愛北広域事務組合議会定例会の開会式を行います。

初めに、丹羽議長にご挨拶をいただきます。

○議長 (丹羽 孝君)

皆さん、改めましてこんにちは。

皆様におかれましては、令和 2 年第 2 回愛北広域事務組合議会定例会をお願いしましたところ、定刻にご参集いただき、誠にありがとうございます。

本定例会に提出されます案件は、損害賠償の和解及び額を定めることと、その損害賠償に対する補正予算、そして令和元年度の決算認定であります。慎重なるご審議を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

○事務局員 (岩田雄治君)

続きまして、管理者であります犬山市長から挨拶を申し上げます。

○管理者 (山田拓郎君)

皆さん、こんにちは。

組合定例議会の開会に当たりまして、私からも一言ご挨拶申し上げます。

皆様方には定刻にご参集いただきまして、ありがとうございます。

今、議長からもお話がありましたように、今議会、特に組合の一般会計の決算認定に関わる議案を上程させていただく予定です。

どんな組織でも改善というのは永遠の課題ですけれども、決算の審議を通じて組合の事業に対しまして議員の皆さんからしっかりとご審議、また、ご指摘等をいただきながら、そういった事業の検証等にも結びつけていけたらと思っておりますので、皆様方の活発なご審議を賜りますことをよろしくお願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○事務局員 (岩田雄治君)

これをもって、開会式を終わります。

○議長 (丹羽 孝君)

ただいまの出席議員は 20 名であります。

通告による欠席は、片山議員であります。

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

これより令和 2 年第 2 回愛北広域事務組合議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 100 条の規定により、議長において、1 番 佐名か

よ子議員、15番 宮田達男議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期については、議会代表者会においてご協議をお願いしました結果、お手元に配付しました会期案のとおり、本日1日間とすることに意見の一致を見ました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長(丹羽 孝君)

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に提出されました議案については、前もって配付したとおりであります。

以上、提出議案の報告に代えます。

本定例会の説明員として、管理者以下関係者に対し出席を求めましたので、ご報告を申し上げます。

続いて、監査委員から、令和2年6月分から8月分に関する例月出納検査の結果報告がありました。その内容については、お手元に配付したとおりであります。

次に、愛北クリーンセンター及び尾張北部聖苑で実施されました公害防止基準及び環境調査結果について報告がありましたので、お手元に配付いたしました。また、愛北広域事務組合についての主な経過報告は、お手元に配付した資料のとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第2号 損害賠償の和解及び額を定めることについて、日程第5、議案第3号 令和2年度愛北広域事務組合一般会計補正予算(第1号)についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者 山田犬山市長。

○管理者(山田拓郎君)

それでは、私のほうからまず、議案第2号と議案第3号について、関連がありますので、提案理由を一括で説明をさせていただきます。

議案第2号 損害賠償の和解及び額を定めることについては、愛北広域事務組合において損害賠償義務が発生したため、その和解及び額を定めるに当たり、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決をいただくものであります。

議案第3号 令和2年度愛北広域事務組合一般会計補正予算(第1号)は、議案第2号の損害賠償に対する補正予算であります。

概要については事務局長に説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長（丹羽 孝君）

引き続き概要説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（岡本康弘君）

それでは、議案第2号 損害賠償の和解及び額を定めることについて説明させていただきます。

議決理由といたしましては、愛北広域事務組合において損害賠償義務が発生したため、その和解及び額を定めるに当たり地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決をいただく必要があるためでございます。

当組合には、地方自治法第180条第1項に基づく専決処分に関する規定がないため議決をいただくものでございます。

主な内容につきましては、尾張北部聖苑第1駐車場において組合敷地内の樹木から落下した枝木が駐車中の車両に当たり、フロントガラスと車体が破損する損害が生じたものです。

概要につきましては、資料の和解及び賠償金調書（案）で説明させていただきます。資料をお願いいたします。

事故の日時は、令和2年8月22日午後4時30分。事故の発生場所は、尾張北部聖苑の第1駐車場です。事故の相手方は、犬山市内にお住まいの男性です。事故の状況は、繰り返しになりますが、駐車場に駐車中の車両に樹木から落下した枝木が当たり、フロントガラスと車体が破損したものです。

和解の内容は、車両の修理代金に当たる損害額27万4,186円について、当組合の過失割合が100%としてその全額を賠償するものです。参考といたしまして、車両の位置図を添付しております。

続きまして、議案第3号 令和2年度愛北広域事務組合一般会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

補正理由は、さきの議案に伴い、補正が必要となるものです。

内容といたしましては、歳入と歳出にそれぞれ27万5,000円を加えるものです。

歳入につきましては、全国市長会市民総合賠償補償保険の給付を受けるものです。

当該保険につきましては、市に発生した法律上の賠償責任を対象として給付が行われるもので、加入市が構成団体となる一部事務組合が負う法律上の賠償責任も給付の対象となるものです。

歳出から説明させていただきますので、予算書の7、8ページをお願いいたします。

款3衛生費、項1保健衛生費、目1火葬場事業運営費、節21補償補填及び賠償金に損害賠償金27万5,000円を加えるものです。

続いて、歳入について説明させていただきます。戻りまして、5、6ページをお願い

します。

款6諸収入、項1雑入、目1雑入、節1雑入の火葬場事業雑入に27万5,000円を加えるものです。

資料の説明については以上でございます。

なお、今回の事故発生を受けまして、樹木の状況について再点検を行い、高木剪定を実施しております。今後も、施設の巡視などにより危険箇所の把握に努め、再び同様の事態が発生することのないように対応してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○議長（丹羽 孝君）

以上で、提案説明が終わりました。

議案精読のため、暫時休憩といたします。

（休憩 午後 2時12分）

（再開 午後 2時20分）

○議長（丹羽 孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議案第2号及び議案第3号の議案審議を行います。

議案審議は議案ごとに行います。

初めに、議案第2号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（丹羽 孝君）

8番 岡村千里議員。

○8番（岡村千里君）

8番の岡村千里です。

この事故の状況についてももう少し詳しく教えていただきたいと思います。

まずこの樹木の大きさですとか、それから落下した原因については何だったのか。それから、2点目にフロントガラスとそれから車体の破損ということですけども、その破損の状況はどうだったか、それから人は近くにいなかったかどうかについてお答えいただきたいと思います。

○議長（丹羽 孝君）

事務局長。

○事務局長（岡本康弘君）

お答えいたします。

落下した元の樹木につきましては、高さが20メートルほどある木でございました。

落ちた枝につきましては、太さは1センチ程度で長さが2メートルぐらいの枝でござ

います。

実際に駐車中の車ということで周りに人がおりませんでした。車両以外に損害はございませんでした。以上でございます。

すみません、破損の状況といたしましては、フロントガラスにひびが入り、車両の屋根にへこみができた状況でございます。失礼します。

(挙手する者あり)

○議長（丹羽 孝君）

8番 岡村議員。

○8番（岡村千里君）

分かりました。

それで、人が近くにいなかったということなのでそれは幸いだったことですが、やはり20メートルの高さから物が落ちたということで、人がいれば非常に危険だったという状況だったということを思います。

次に、再質疑ですが、樹木管理についてです。

毎年のように、一応、樹木伐採ですとか、それから高木についても伐採の委託として予算に上がっているんですけど、この木については剪定がされていなかったかどうか、その辺の管理状況はどうだったのかお示してください。

○議長（丹羽 孝君）

事務局長。

○事務局長（岡本康弘君）

議員ご指摘のとおり、高木剪定の予算、それから樹木管理の予算というのはいただいておりますが、低木の管理につきましては毎月行われておりますが、高木剪定につきましてはこのときはまだ執行する前でございます。

事故を受けまして、直ちに高木剪定を行って危険を取り除くような形で対応させていただいております。よろしく願いいたします。

○議長（丹羽 孝君）

ほかにございませんか。

よろしいですか。

(挙手する者あり)

○議長（丹羽 孝君）

11番 吉田鋭夫議員。

○11番（吉田鋭夫君）

11番の吉田です。

今回、被害者の関係でお聞きしますが、賠償金が発生しているわけですが、8月に起きたやつが今回のこの議決を経てということで、その辺の時間の経過の遅

れという部分は被害者において理解は十分にされているかどうかを確認させてください。

○議長（丹羽 孝君）

事務局長。

○事務局長（岡本康弘君）

今回の事故の当事者でございますけれども、聖苑を利用しております葬儀社の関係者でございました。

その関係もございまして、一旦立て替えていただいておりますお支払いということについてはご理解をいただいているものでございます。

（挙手する者あり）

○議長（丹羽 孝君）

11番 吉田議員。

○11番（吉田鋭夫君）

今回、たまたまそういう関係者ということでご理解を得たわけですが、先ほどの説明にありましたように専決処分のルールがないということでもございましたので、これだけの期間待ってもらえない関係者も出てくると思いますので、この辺のルールづくりにつきましては必要かと思うんですけれども、今後の対応につきましてよろしく回答をお願いいたします。

○議長（丹羽 孝君）

犬山市長。

○管理者（山田拓郎君）

今回の議案上程に当たって理事会をやったんですが、その席上でこの専決処分のルールがないということについて議員と同様の、私、考えがございましたので、私から既に検討を指示しているところですので、どういう形がいいのかというのは検討によって見えてくると思いますが、一応そういうことで対応を指示しておりますので、また、その状況は後日ご報告できればというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（丹羽 孝君）

ほかに質疑ございませんか。

（なし）

○議長（丹羽 孝君）

それでは、これをもって質疑を終結いたします。

議案第2号について討論を許します。

討論はありませんか。

（なし）

○議長（丹羽 孝君）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより議案第2号の採決に入ります。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長(丹羽 孝君)

ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案どおり可決されました。

次に、議案第3号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なし)

○議長(丹羽 孝君)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案第3号について討論を許します。

討論はありませんか。

(なし)

○議長(丹羽 孝君)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより議案第3号の採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長(丹羽 孝君)

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案どおり可決されました。

次に、日程第6、議案第4号 令和元年度愛北広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者 山田犬山市長。

○管理者(山田拓郎君)

議案第4号について説明をさせていただきます。

議案第4号 令和元年度愛北広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定については、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の審査意見をつけて、議会の認定に付するものであります。

概要については事務局長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長(丹羽 孝君)

引き続き概要説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（岡本康弘君）

それでは、議案第4号 令和元年度愛北広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について説明させていただきます。

提案理由は、地方自治法233条第3項の規定に基づく決算の認定をいただくものでございます。

令和元年度の歳入決算額は5億9,351万4,837円、歳出決算額は5億5,506万5,976円、歳入歳出差引額は3,844万8,861円でした。

歳入決算の状況について、概要を説明させていただきます。

歳入歳出決算書の1、2ページをお開きください。

歳入合計は、予算現額5億9,368万1,000円に対し、収入済額が5億9,351万4,837円でした。収入済額が予算現額を16万6,163円下回りました。歳入合計を昨年度と比較しますと8,477万4,579円増額でございます。

増額の要因は、一般財源による事業費が前年度よりも多くなったことによる分担金及び負担金の増加によるもので、大規模な施設改修を実施したことによるものです。

次に歳出でございます。

3、4ページをお願いいたします。

歳出合計は、予算現額5億9,368万1,000円に対し、支出済額5億5,506万5,976円です。不用額は3,861万5,024円となりました。歳出合計を前年度と比較しますと、7,045万9,690円の増額となります。

主な執行状況につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

歳出から説明しますので、11、12ページをお開きください。

款1 議会費の支出済額は183万6,997円です。隔年実施の議会行政視察を実施したため、前年度に比べて約54万円増額となっております。

款2 総務費の支出済額は5,892万9,439円です。

項1 総務管理費、目1 一般管理費は5,882万1,037円です。前年度と比較して約460万円の減額となっております。

13、14ページをご覧ください。

9節の旅費と14節使用料及び賃借料で合わせて約43万円の増額となりました。これは、議会行政視察を実施したことによるものです。11節需用費は、外灯のLED化の修繕を実施したことにより195万5,000円増加しました。平成30年度に実施した管理棟2階空調設備更新工事810万円を支出しなかったことなどにより、一般管理費全体としては減額となっております。

15、16ページをお願いします。

項2目1の監査委員費については10万8,402円でございます。

この予算執行において、識見監査委員への報酬2万6,559円の支払い忘れがございました。大変申し訳ございませんでした。対象の方は既に退任されており、直接おわびをした上で、令和2年度予算から未払い分をお支払いしております。

再発を防止するため、委員等報酬支払いの対象者管理を行う者と支払い処理を実際に行う者との複数の目での確認を確実にを行うよう事務を改めさせていただきました。申し訳ございませんでした。

なお、この対応に伴い令和2年度分の監査委員報酬予算に不足が生じておりますので、今後、補正予算で対応をさせていただきたいと考えております。

款3衛生費、項1目1の火葬場事業運営費の支出済額は2億3,697万3,410円です。前年度と比較して7,313万円の増額となっております。

大きく増減のあったものについて説明させていただきます。

節11の需用費では、前年度と比べて約612万円の増となっておりますが、遺体保冷库交換修繕、冷温水器発生機真空部品取替修繕などの臨時の修繕に伴うものでございます。

17、18ページをお願いいたします。

節15の工事請負費では、総額で前年度と比べて約6,481万4,000円増額となっております。屋上防水改修工事の実施によるものでございます。

19、20ページをお願いします。

項2目1し尿処理場運営費は、2億5,732万6,130円です。前年度と比較して約140万円の増額となっております。

節3職員手当等で、職員1名の退職手当を支給したことから1,423万円増となっております。

節13委託料で約436万円の増となっておりますが、給・排気ファン点検整備等を計画に基づいて実施したことによるものでございます。

21、22ページをお願いします。

19節負担金及び交付金では、約1,717万円の減となっております。これは、五条川右岸浄化センター負担金について、施設についての負担部分の見直しが行われ、負担金額が引き下げられたことによるものでございます。

令和元年度に実施した主な工事としましては、一般管理費で愛北クリーンセンターの外灯修繕、火葬場事業運営費で、尾張北部聖苑の屋上防水改修工事、第1駐車場手すり設置工事、し尿処理場運営費でシステムコントローラー更新工事、放流槽防食被覆改修工事を実施させていただきました。

参考資料に、工事関連写真と施工額を掲載させていただきましたので、後ほどお目通しいただきますようお願いいたします。

次に、歳入について説明させていただきます。

7、8ページをお願いいたします。

款1分担金及び負担金、項1負担金、目1負担金の収入総額は5億4,188万7,000円です。備考欄に歳出区分ごとに各市町の金額を掲載しております。

款2使用料及び手数料の収入済額は2,728万4,140円です。

項1使用料、目1衛生使用料は2,727万6,740円で、主に火葬炉など尾張北部聖苑の使用料でございます。

9、10ページをお願いします。

款5繰越金の収入済額は2,413万3,972円です。共通経費、火葬場事業運営費、し尿処理場運営費など、それぞれ平成30年度からの繰越しでございます。

款6諸収入の収入済額は20万9,725円です。尾張北部聖苑喫茶コーナーの電気、水道料や自動販売機の電気料、愛北クリーンセンターの自動販売機の電気料の合計となっております。

次に、23ページをお願いします。

実質収支につきましては、翌年度へ繰り越すべき財源がないので、歳入歳出決算額の差引額と同額となります。

24ページからは財産に関する調書でございます。25、26ページは土地及び建物の状況となっております。こちらについては平成30年度からの変更はございません。

私からの説明は以上でございます。

○議長（丹羽 孝君）

それでは、監査委員から決算審査について報告を求めます。

内藤監査委員。

○監査委員（内藤 充君）

監査委員を代表しまして、決算の審査結果をご報告させていただきます。

令和2年8月25日火曜日、愛北クリーンセンター2階中会議室におきまして、令和元年度愛北広域事務組合一般会計歳入歳出決算について、関係諸帳簿及び証拠書類と照合し、併せて関係職員の説明を求め、審査をいたしました。

審査の結果、歳入歳出決算書は関係法令に準拠して作成され、計数は関係諸帳簿と符合し正確であり、予算はおおむね適正に執行されていることを認めました。

以上で審査結果の報告を終わります。

○議長（丹羽 孝君）

以上で議案の提案説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第4号は本会議の質疑を省略し、議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ございません

か。

(異議なし)

○議長 (丹羽 孝君)

異議なしと認めます。よって、議案第4号は本会議の質疑を省略し、決算特別委員会に付託し、審査することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま委員会に付託しました議案第4号は、本日中に審査を終えるよう期限を付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 (丹羽 孝君)

異議なしと認め、本日中に審査を終えるよう期限を付することに決定いたしました。

これより決算特別委員会の審査が終了するまで本会議は休憩いたします。その間に本議場において直ちに決算特別委員会を開催し、正・副委員長の選任及び付託議案の審査をお願いいたします。委員長の選任に当たっては、委員会条例第5条第2項の規定により、年長の委員である宮地友治委員に臨時委員長を務めていただきます。

それでは、暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2時42分)

(再開 午後 3時20分)

○議長 (丹羽 孝君)

休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

初めに、決算特別委員会の正・副委員長が互選されておりますので、ここでご報告いたします。

委員長は吉田鋭夫委員、副委員長は矢嶋恵美委員であります。

次に、決算特別委員会に付託いたしました議案第4号 令和元年度愛北広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員会の審査結果の報告を求めます。

吉田委員長。

○決算特別委員会委員長 (吉田鋭夫君)

決算特別委員会に付託されました議案第4号 令和元年度愛北広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定についての審議が終わりましたので、結果をご報告いたします。

本委員会は、議員全員による委員会ですので、その内容につきましては皆さんご承知のとおりであります。したがって、審査結果のみを報告させていただきます。

採決の結果、議案第4号は原案どおり認定すべきものと決しました。

以上で委員長報告とさせていただきます。

○議長 (丹羽 孝君)

委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

決算特別委員会は議員全員でもって構成された委員会でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長（丹羽 孝君）

異議なしと認めます。

これより議案第4号の採決に入ります。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長（丹羽 孝君）

異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決しました。

以上で本定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

これをもって、令和2年第2回愛北広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

○事務局員（岩田雄治君）

ただいまから閉会式を行います。

丹羽議長にご挨拶をいただきます。

○議長（丹羽 孝君）

閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は令和元年度の決算認定に当たり特別委員会を設置し、集中してご審議をいただきました。皆様には、議会運営に格別のご協力を賜り、本日予定されておりました全日程を滞りなく議了することができましたこと、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

この後、議会勉強会が予定されておりますので、皆様ご参加いただきますようお願い申し上げます、閉会の挨拶といたします。

○事務局員（岩田雄治君）

管理者から挨拶を申し上げます。

○管理者（山田拓郎君）

定例議会の閉会に当たりまして、私からも一言ご挨拶申し上げます。

ただいまは、上程させていただきました議案について原案のとおりお認めをいただきまして、大変ありがとうございました。

決算の関係におきましては、特に監査委員の報酬の支払いに関して不手際がございまして、大変申し訳ございませんでした。またこうしたことをしっかり改善して適正に組合のほうを運営していきたいと思っておりますので、また、議員各位におかれましてはご指導賜りますことをよろしくお願い申し上げたいと思っております。

この後、視察のほうもございます。また、そちらのほうもよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、最近は朝晩も冷え込んできましたので、議員各位におかれましては体調にお気をつけいただき、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げ、私からの閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○事務局員（岩田雄治君）

以上で閉会式を終わります。

（閉会 午後 3時25分）